

Title	日蘭貿易の危機：一七五〇年前後のオランダの動向
Sub Title	Crisis situation in Netherlands-Japan trade during the 1740s and 50s
Author	鈴木, 康子(Suzuki, Yasuko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1995
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.64, No.2 (1995. 3) ,p.47(163)- 69(185)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19950300-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日蘭貿易の危機

——一七五〇年前後のオランダの動向——

鈴木康子

はじめに

日蘭貿易は、一七世紀後半から次第に幕府により年間商売額・銅輸出货量・来航船数等を制限されるようになり、一八世紀に入り衰退化傾向を示し始めた。こうした幕府の貿易規制の強化に加えて、一七一〇年代後半から輸入品価格の下落が続き、さらに難破船の増加や経費の増大等により日本貿易から生じる利益は減少する一方であった。

このような状況下においてオランダ人は、それまでの幕府への従順な態度、裏返せば日本貿易に対して何等政策らしきものを持たなかった態度を改め、二〇年代からは真剣に貿易改善のための具体的な方策を検討し、実行するようになったが商況は一向に好転せず、三〇年代に

は、本国重役会も日本貿易が改善されないのであれば、日本商館を閉鎖することを認めるようになった。しかし日本貿易を断絶した後、インドにおいて需要のある日本輸出商品を他地域の商品で補充することは困難であることがわかり、改めて日本貿易の重要性を認識し、貿易改善への良策を求めつつ四〇年代を迎えることになる。オランダ東インド総督グスタフ・ウイレム・ファン・インホフは、一七四四（延享元）年に日本貿易に関する意見書を纏め、東インド参事会に提出した。ファン・インホフはこの意見書で、それまでの日蘭交渉をギリシアの古典的歴史区分である金・銀・銅・鉄の時代に区分し、繁栄から衰退への各段階ごとについて考察を加えており、日蘭貿易の凋落が顕者になった四〇年代前後を元来時代区分としては使われていない「鉛」の時代と幾分自嘲的

に名付けている。⁽¹⁾この安っぽい、輝きの鈍い金属は確かにこの時代を象徴するに相応しい物象かもしれない。

すでに二〇〜三〇年代の日蘭貿易の諸問題については言及しているので、⁽²⁾ここでは四〇〜五〇年代前半までの日蘭貿易交渉の推移について考察する。

一、一七四三年の貿易額半減令

一七一五(正徳五)年に長崎貿易の規範となる正徳新例が發布され、オランダ貿易については、年間商売額金五万両・銅輸出量一五〇万斤・来航船数二艘と規定された。⁽³⁾その後享保年間には幕府による貿易令は、二回發布されており、まず二〇(享保五)年には年間商売額新金二万五千両(新銀一七〇〇貫目)・銅輸出量一〇〇万斤とされ、三三(享保十八)年に年間商売額銀一二〇〇貫目に減額されたが⁽⁴⁾この二回の貿易令により極端に制限されたというわけではなかった。しかし四三(寛保三)年に發布された貿易令は極めて厳しいものであった。その主要な点は、年間商売額銀五五〇貫目・銅輸出量五〇万斤に半減するというものであった。⁽⁵⁾この時オランダ側が幕府より受け取った命令は次の通りである。すなわち、

一、幕府はオランダ向銅輸出をしばらくの間減少させる

という最も新しい命令を貴下に通告する。

二、オランダ東インド会社の貿易について、今年は昨年と同様に行われるだろう。しかし来年は以前許された評価額の半分の取り引きのみが認められるであろう。

三、この取り引きの減少に合わせて、会社は来航船を一艘のみとすること。この変化により会社が多額の損害を蒙るのであれば、日本から完全に撤退することは会社の選択に任せる。

四、来年、会社の取り引きに関する諸事について嘆願することは認められない。

というものであった。⁽⁶⁾すでにオランダ人は、この命令が届く以前に老中松平左近将監から長崎奉行田付阿波守への書状の抜粋を通詞から受け取っていた。⁽⁷⁾この中で松平左近将監は、半減令の発布理由について、国内産出銅の減少に伴い銅価格が高騰しており、その銅を安価で中国やオランダへ渡すことは適当ではないとして七・八年の間中国船とオランダ船の商売額を半減すれば、これまで年間四〇〇万斤の銅輸出量を、二〇〇万斤に減減することが出るためと述べている。⁽⁸⁾しかし、この命令がただ単に日本側の事情からのみ出されたのではなく、オランダ

側にも問題はあつたのである。たとえば、日本人の注文により輸入された商品の品質が粗悪であつたり、数量が不足していることもあり、これが日蘭貿易の不振を助長していたのである。これについては以前から問題視されており、特に四一（寛保元）年以降日本側が注文した数量に見合う砂糖と蘇木を将来させることが出来ず、そのため四二（寛保二）年日本側は、もし来年も砂糖と蘇木を十分に輸入出来ないのであれば、プレミアは廃止し、銅輸出货量は減額するとオランダ人に伝えている。⁽¹⁰⁾これに対してオランダ側は、特に砂糖についてはバタビアで中国人による反乱が勃発し、それにより製糖工場が破壊されて供給し難い状態にあるが、総督は砂糖の個人販売を禁止し、日本には極力砂糖を多く送る努力をしていると弁明している。⁽¹¹⁾実際のところバタビアにおいて砂糖を始めとする諸商品を取り扱っていたのは華僑であり、四〇（元文五）年にバタビア在住の華僑がオランダ人により大量虐殺され、これがジャワ第一次継承戦争にまで発展してゆく中、日本向商品を十分に揃えることは容易なことではなく、⁽¹²⁾事態は深刻な様相を呈していたのである。このように四〇年代に入ってから、オランダが持ち渡す輸入品が減少し、それが幕府の推進していた貿易縮小政

策に好材料を与えてしまったことは否定できない。

この幕府による貿易額半減令が發布された時、日本商館長はファン・デル・ワイエン⁽¹³⁾が務めていた。彼は激しく貿易令撤回を求めて日本人に抗議し、以前にもオランダは日本貿易から損失を蒙っているが、日蘭間の長い友好のために貿易を継続してきた。しかし今回の規定を本国重役会が知れば、日本貿易を断絶するだろうと答えており、⁽¹⁴⁾オランダ船が入港した際には、貿易改善を要求して積荷を下ろすことを拒否し続けた。⁽¹⁵⁾しかしファン・デル・ワイエンの努力も空しく、表一によれば、この四二（寛保三）年には蘇木は六〇万ポンド輸入されたものの、砂糖は前年よりさらに一〇万ポンド低い六〇万ポンドに留まり、日本商館の商況は著しく悪化し、この年商館開設以来初めて貿易収支が赤字に転落する。それ以前毎年一〇〇万斤受け取っていた銅も、この年は八〇万斤の輸出量に留まった。⁽¹⁶⁾

幕府は、この貿易額半減令発布後それまで以上に激しくなったオランダ人の執拗な貿易改善を求める嘆願に苦しむこととなる。

表一 砂糖・蘇木輸入量 (1737-46年)

年度	船名	白砂糖	氷砂糖	蘇木
1737	アベケルク	575020	30153	100000
	エンクハウゼン	575135	30069	100000
	合計	1150155	60222	200000
1738	*スヘラック	0	23034	150000
	*エンクハウゼン	625360	22848	150000
	合計	625360	45882	300000
1739	ポブケンプルフ	600005	1128	200000
	アメステイン	400200	1170	200000
	合計	1000205	2298	400000
1740	クラベンディク	550375	1000	160000
	アメステイン	450176	1008	140000
	合計	1000551	2008	300000
1741	レイヘルスダール	234047	305	199375
	クラベンディク	234817	308	199375
	合計	468864	613	398750
1742	フンテルステイン	379776	1095	0
	ウエストホーヘン	328243	980	0
	合計	708019	2075	0
1743	ポラネン	276463	903	250000
	ブーケステイン	332096	1122	350000
	合計	608559	2025	600000
1744	*ヘウフェル	511362	1103	200000
	ライレン	495213	896	200000
	合計	1006575	1999	400000
1745	フレイヘイト	431302	1128	200000
	ホフウェンヘン	438009	957	200000
	フレフェルスケルク	568758	0	200000
	合計	1438069	2085	600000
1746	フレイヘイト	419457	319	170000
	ウエストホーヘン	396589	303	160000
	ニュースタット	436386	541	170000
	合計	1252432	1163	500000

※Negotie Journalen, ARA. Archief Japan No.910~918. に含まれる船荷状から集計した。なお*印は仕訳帳が欠損しているため、Facturen, ARA. Archief Japan No.795. より補足したことを示す。

単位はポンド (120ポンド=100斤=100カティー)。

二、ファン・インホフの意見書

日本において貿易額半減令が發布された四三(寛保三)年、バタビアではグスタフ・ウイレム・ファン・インホフがオランダ東インド総督に就任した。⁽¹⁷⁾ ファン・インホフは総督就任以前から重役会に「東インド会社の現状に関する考察」と題する意見書を提出し、⁽¹⁸⁾ 腐敗・衰退の著しいオランダ東インド会社の改革を唱え、総督就任後は積極的に改革案を実行に移し、歴代の総督の中でも傑出した人物であったことはよく知られている。

またファン・インホフは日本貿易改革にも強い意欲を示し、前述の「日本貿易に関する熟慮」と題する意見書を作成した。この意見書の中でファン・インホフは、日蘭貿易の繁栄から衰退に至るまでの推移とオランダ側の対応を概観し、現在の憂慮すべき状態になる以前に、日本との通交を断念するか、或いは日本貿易の衰退を食い止めるのに有効な政策を講じるべきであったと述べている。⁽¹⁹⁾ もちろんオランダにとって日本と貿易を断絶するとは最終的な手段であり、まず貿易改善のために、今後採るべき方針を明確に示す必要があった。そのためには、日本貿易の問題点を見極めねばならない。ファン・イン

ホフが日本貿易の問題点として何度も言及し、多くの紙面を割いているのは輸出品の銅と小判についてである。

オランダ東インド会社が日本貿易において最も重要視していたのはインドで需要のある日本銅の最大限の獲得であった。多量の日本銅をインドへ持ち渡し販売すれば、莫大な利潤が得られるだけでなく、オランダ東インド会社⁽²⁰⁾ がそこへ日本銅を供給し続けられ、ヨーロッパ銅を背景としたイギリス人等がインドへ進出するのを阻止することが出来たのである。また小判輸出の問題は、元禄以降の相次ぐ小判改鑄による品質の低下と、それに反して取引価格が値上げされ、小判の販売先であるコロマンデルにおいて現地の貨幣に改鑄する際に損失が生じた。これが日本商館だけでなくコロマンデル商館の収支に大きな負担となっていた。⁽²¹⁾

従ってファン・インホフは、銅を多量に獲得し、小判から生じる損失をいかに減少させ得るかを最も重要な課題として、日本貿易改革案を提示したのである。この政策を整理すると次のようになる。

- ① 日蘭貨幣換算の再調整
- ② 銅輸出货量増大のための価格の値上げ
- ③ 全アジア商館において日本向商品再優先

④私貿易の自粛

⑤銅以外の有力な輸出商品を見出す。

⑥商館員の会社への忠誠と業務への専心

以上である。以下順を追って説明を如えると、まず日蘭間の貨幣の換算率は一六六六(寛文六)年より一テールは七〇スタイフェル(三・五グルデン)で計算されてきたが、四四(延享元)年以降一テールを四〇スタイフェル(二グルデン)に変更された⁽²²⁾。オランダ通貨の大幅な引き下げである。これにより輸出小判の損失は多少緩和し、また増大しつつあった経費が軽減するが、他方相対的に輸入品価格はかなり下落したため、利益率の低下を招いている(表二参照)。そのため四四(延享元)年以降のマイナス収支を、一概に商況の悪化のみで判断することは現段階では難しい。そのうえ貨幣換算率の変化にともなう帳簿の混乱を收拾するために、様々な工夫と修正がなされているため、それ以前の状況と単純に比較することは誤謬を生じやすく、今後詳細に分析する必要がある。

また銅輸出対策であるが、ファン・インホフは幕府による銅輸出货量の減額処置は、日本国内の銅産出量の減少が原因ではなく、オランダへの売り渡し価格が市価より

低いために集荷が困難となつてることが問題と確信していた。従つて銅価格を上昇させれば、容易に銅を多く獲得出来ると考えおり、一ピコルに付一五テールで一〇〇万斤を得るよりも、一ピコルに付二〇テールで二〇〇万斤を得られるようにしなければならぬと述べている⁽²⁴⁾。

また銅をはじめとする輸出商品を獲得するためには、当然それに見合う輸入品を持ち渡さなければならない。しかし前述のように日本側の注文量も品質も満たされず、注文より粗悪の品物や、別の商品を持って来る場合もあり、これがオランダ人に対する信用を著しく低下させていた。そこでファン・インホフは、多少経費が嵩んでも、日本人が注文した商品を十分に供給することが重要であり、毎年多少変更してくる少量の注文にも可能な限り応じなければ、日本人からの信用は得られず、それにより思わぬ誤解や不和が生じることもなる⁽²⁵⁾と述べている。ファン・インホフは、この方針を徹底させるために、四五(延享二)年に全アジア商館へ日本向商品を最優先に揃えるよう訓令を發布した⁽²⁶⁾。

またファン・インホフは会社の貿易を円滑に進めるうえで、商館員の私貿易を多少制限する必要があると感じ

表二 日本商館の取引状況 (1740~55年)

年度	輸入額	取引額	総収益	収益額に 記入分	損失額に 記入分	純 益	江戸・長崎の贈物 とその経費	商館経費	一般経費	利益率	諸経費差引き後の 純 益	輸出額	残 高
1740	542464	402207	282843	835	2087	281591	88505	93536	182041	24	99550	578099	364278
1741	424065	401600	294364	52	1658	292758	87606	85960	173567	29	119190	566621	339506
1742	346428	421645	273917		1621	272295	88862	81558	170421	24	101874	564341	219604
1743	293902	437454	172330	122	2429	170023	89512	87759	177272	-2	-7248	455989	92935
1744	487085	291970	83736	37	2205	81568	54717	64601	119319	-18	-37750	404050	105441
1745	421181	351791	127748		2228	125519	43122	97609	140731	-4	-15212	378902	130878
1746	471166	345456	102976		4012	98963	69927	77237	147164	-14	-48201	350076	194401
1747	423886	395980	173649	1880	3390	172139	69993	95247	165241	1	6898	481835	139782
1748	315427	261277	169888		2236	167652	79877	92186	172084	-5	-4431	379095	114342
1749	465241	320076	211932	7944	1019	290355	80875	60580	141455	46	148899	517681	149101
1750	459279	312859	156657	139748	50737	245668	82531	55501	138032	34	107635	528104	179234
1751	496218	350527	78025	137866	53755	162136	78965	61948	140913	6	21223	491782	220035
1752	445384	262784	98303	136300	48660	185943	75995	55274	131269	20	54674	586432	230624
1753	357886	314485	58614	136300	49334	145580	81959	55961	137921	2	7658	428644	176990
1754	373733	303107	68511	136300	47757	157053	78855	53480	132335	8	24717	422527	151779
1755	387836	295942	89943	136300	63912	162331	77840	33873	111714	17	50617	431549	126245

※ “Memorie der in Japan geregeerd hebbende Opperhoofden, mitsgaders den tijd van hun op- en afreijse na en van Jedo...”; tabel met opgave van de namen der Opperhoofden, de data van de hofreis, bedragen van invoer, omzet, verlies, en winst, het aantal verongelukte schepen, etc., met een tienjaarlijkse samenvatting, over 1620-1808. ARA. Archief Japan No.664.

なお単位はグルデンであり、グルデン以下の単位は切り捨てとした。また利益率は%で示した。

(27) っていた。私貿易が盛んであるのは、会社の俸給が低額であったことも影響している。そのためファン・インホフは職員の給料を補填するため、そして銅をより多く手に入れるように努力させるため、銅取り引きにおいて銅輸出货量の獲得量に比例してプレミアを職員に与えるという方針を示した。(28) 私貿易の自粛はファン・インホフ以降も重要な課題とされたのである。さらに当時輸出品は、銅・小判・樟脳が中心であったが、それ以外で有望な輸出品を見出すことも命じたのである。(29)

このようにファン・インホフは日本商館自体の経営の刷新と貨幣換算率の変更、さらにアジアの各商館の努力により日本貿易を充実させ、商況を好転させようと試みた。そのうえで幕府の貿易縮小令に対しては断固として拒絶する姿勢を崩さず、幕府或いは長崎奉行へ根強く貿易改善の嘆願をするよう日本商館長に命じているのである。

奇しくも貿易額半減令が發布された四三(寛保三)年に、ファン・インホフがオランダ東インド会社の改革者として登場したことは、日蘭関係に大きな影響を与えないではおかなかった。

三、貿易額半減令以降の日蘭貿易

四四(延享元)年は貿易額半減令実施の年にあたる。この年オランダは、春から長崎奉行へ貿易額半減令撤回を何回も繰り返し要求したが効果はなく、銅輸出货量は前年よりさらに減少し六〇万斤にまで落ち込んでしまった。この四四(延享元)年のプロウエルの貿易交渉失敗の後、この危機を打開できる商館長として相応しい人物は、行動的で強靱な意志を持ち、しかも日本貿易に通曉した人物が望ましい。そこで、新商館長としてファン・デル・ワイエンが任命された。今回が三度目の就任である。しかし、彼は前回商館長を務めた際、貿易額半減令撤回を求めて、日本側に激しく抗議したため、幕府より再度の来航禁止を言い渡された。(30) しかしファン・インホフは、日本側の不興を買うかもしれないファン・デル・ワイエンを再度商館長に起用した。おそらくファン・デル・ワイエンを措いて、他に適任者はいなかったであろう。

この時点においてオランダ側の目標は、まず落ち込んだ銅輸出货量を貿易額半減令以前の年間一〇〇万斤に回復させることであり、ファン・デル・ワイエンはこれを熱

心に日本人に要求するよう命令を受けていた。⁽³¹⁾ 彼は早くも四四(延享元)年の一月から翌年の貿易条件について長崎奉行との交渉を開始した。翌四五(延享二)年に銅輸出品の増額を要求し、その際長崎奉行松波備前守は相応の輸入商品がもたらされれば、銅輸出品一〇〇万斤は約束すると述べた。⁽³²⁾ さらにオランダ側は、この過去二年間に減少した銅輸出品が翌年に補填されるのであれば、総督は相当分の砂糖と蘇木を送ることを約束することなど長崎奉行に話したが⁽³³⁾ 良い反応はなく、翌年オランダ船が来航すると長崎奉行は俄かに銅輸出品を九〇万斤に変更してきた。⁽³⁴⁾ オランダ側はこの輸出品を不服とし、来航船の積荷を下ろさずバタビアへ帰航すると強迫し、これにより交渉は暗礁に乗り上げ、この後二ヶ月以上膠着状態が続いた。⁽³⁵⁾

一月二六日になり、長崎関係の責任者である老中松平左近将監が免職となり、酒井雅楽頭が代理となる知らせを受け、銅輸出品は一〇〇万斤に増額され、ようやく日蘭間において取り引きが成立した。⁽³⁶⁾ この時日本側は、それまでの商館長には類例がない程強圧的なファン・デル・ワイエンの抗議と取り引き拒否に苦慮したようであり、翌四六(延享三)年三月には、次のような幕令を發布し、

商館長以下商館員の反抗的な態度を戒めている。⁽³⁷⁾ すなわち、

一、近年渡来阿蘭陀人カヒタンを初め末々に至迄日本之法令を軽し奉行之下知を不相用我侬成儀共有之不屈候事

一、不法之事有之日本渡海停止申付候ものを連渡且又商売方に付而奉行所より差出候検使を軽し日本人に対し慮外を働き其上江戸へ罷越候往来之於道中奉行より差添候警固之差図及違背候段是又不届至極候事
一略一

右之趣自今以後急度相守可申候若相背においては渡海を可被禁者也

とある。ファン・デル・ワイエンは、四五(延享二)年に日本を去るが、オランダ側の貿易改善を巡る強硬な態度・方針は、これ以降も保持される。しかし、このオランダ側のやり方に日本側も慣れてきたように見える。

オランダは、四五(延享二)年に銅を一〇〇万斤獲得するの成功した余威を駆って、さらに増額を要求し、翌四六(延享三)年には將軍の命令により、一〇万斤増額され一一〇万斤が許さることとなった。⁽³⁸⁾ オランダ側は、ますます勢いを得て四七(延享四)年は江戸においても

銅輸出品の増額の嘆願を試みたが、日本側は三〇万テールの輸入品に対して一〇万斤の銅と新小判千両以上は与えず、この条件が気に入らなければ、オランダ人は日本を出て行くべきだとの解答しか得られなかった。⁽³⁹⁾このオランダの江戸における嘆願について『長崎実録大成』では、⁽⁴⁰⁾

一、当春於江戸表、甲必丹願書差上シ由急度御答メ被仰付、若当秋入津ノ船願事等申出ルニ於テハ、直二積戻可被仰付旨御宿繼到来ニテ、近国大名諸家ニモ若積戻ニモ相成儀可有之ノ御内意仰遣置ル。

とある。これは今後オランダ船の来航後に嘆願をすれば、バタビアへ帰航させるとの命令であった。しかし実際はこの文面よりさらに厳しく、この年オランダ船は長崎来航直後、入港を拒否され、後に停泊地に着岸は許されたが、船員の上陸も認められず、⁽⁴¹⁾長崎奉行田付阿波守はオランダ人に対して銅輸出品は一〇万斤とし、輸出品については前年通りの取り引きとするなら全て通常通りの対応をすると述べた。⁽⁴²⁾毎年来航船が到着後、一つの行事か通過儀礼のようになっていたオランダ人の貿易改善を求める嘆願に業を煮やした日本側の一種の先制攻撃による報復がなされたわけである。この時オランダ側は、日

本側の勢いに圧倒され、提示された条件を受入れて通常の取り引きを行うことに同意した。四八(寛延元)年は一艘難破のために二艘が来航した。そのためか、目立った混乱はなく取り引きは成立している。しかし四九(寛延二)年正月にはオランダ人から長崎奉行へ銅輸出品一五〇〜六〇万斤と小判価格の値下げなどの嘆願をしたが、⁽⁴³⁾この秋の取り引き交渉もオランダ人にとって有利な条件は得られず、例年通りの取り引きに終始した。

この貿易額半減令以降の日蘭貿易交渉を振り返ってみると、銅輸出品が従来の一〇〇万斤を下回ったのは、四三(寛保三)・四四(延享元)年のみであり、商館長ファン・デル・ワイエン等の努力により、貿易額半減令以前の銅輸出品を再び回復し、しかも四六(延享三)年には従来より一〇万斤増額され一〇万斤となり、それ以後毎年一〇万斤が輸出されるようになった。しかし、これがファン・インホフの方針に基づき、ファン・デル・ワイエン以後の強硬な政策だけの成果とはいえない。というのは、元文年間が始まった全国の銅銭鑄造事業はほぼ四三(寛保三)〜四四(延享元)年頃に終了し、特に大規模であった秋田の鑄銭は四四(延享元)年に終了している。⁽⁴⁴⁾しかも四五(延享二)年には基本的に貿易縮

小政策を採っていた吉宗政権から家重政権へ移行したのである。こうした好条件に恵まれたからこそオランダ人の強硬な政策が効果を発揮したとも言える。しかし四六(延享三)年以降銅輸出货量は一一〇万斤以上許されることは決してなかった。

またファン・インホフは貿易不振の打開策として、このような嘆願だけでなく、日本へ年間三艘を送ることも四五(延享二)年から試みた。この後年間三艘来航は五一(宝暦元)年まで続く(但し、四八年は一艘難破で二艘の来航)が、これは重要な輸出商品である銅を三艘に分けて運ぶことにより、難破による銅損失を最小限に食い止めること、そして豊富な商品を日本へ送ることにより輸入商品への不評・不満を解消するとともに、銅輸出货量を多く要求する口実にもなるためであった⁽⁴⁵⁾。もちろんオランダ側が年間三艘来航を望んでも、日本側の許可なしに継続的に実行することは不可能である。実際幕府は、四三(寛保三)年の貿易額半減令では一艘と命じていたはずである。しかし、その命令が發布された同年に長崎奉行はオランダ人に対して三艘の来航を認めていたのである⁽⁴⁶⁾。幕令と矛盾する長崎奉行の方針は、おそらくそれまでの輸入商品の品不足解消のためであり、しかも長崎

自体の利害も絡んでいたのであろう。いずれにせよ、貿易額半減令の船数制限は全く実行されず、むしろ船数は増加した。ただ、これにより取引額が増加することはなく、船の装備費等を始めとする諸経費が増大したのみで、後にオランダは再び二艘の来航に変更した⁽⁴⁷⁾。

貿易額半減令以降の積極的なオランダの貿易改善への努力も、日蘭貿易を以前の繁栄に戻すには遠く及ばず、僅かに衰退への道を緩慢にさせ、かろうじて現状を維持するのが限界であった。

四、五一年の危機

前述のように四九(寛延二)年にもオランダ側は強硬な要求をしたのであるが、長崎奉行松浦河内守が、日本で需要のある商品を多く積載した三艘の船で来航すれば、その見返りとして銅を一五〇万斤渡すと約束したので、通常の取り引き条件を受け入れたのである⁽⁴⁸⁾。しかし翌五〇(寛延三)年にオランダ船三艘が来航した時、長崎奉行から銅一一〇万斤以上渡せないとの命令を受け、オランダ人は態度を硬化させ、船の積荷の荷下ろしを拒否し、ファン・インホフからの書状を長崎在勤の長崎奉行安部主計頭へ提出した⁽⁵⁰⁾。その書状で総督は前年の長崎奉行の

約束を受入れ三艘を日本へ送るかわりに一五〇万斤の銅が輸出できることと輸入品価格の改善を求めている。多くの輸入品を日本へ送つてもその見返り品としての、銅が少なければ、船の経費がかかるばかりで、このような現状に鑑み、総督と東インド参事会は、今後公正な規定の制定を願うか、貿易を縮小するか、或いは貿易を断絶するかのいずれかを選択をしなければならぬと記されている。⁽⁵¹⁾

これに対して日本側は、銅は一一〇万斤以上は認められないが、砂糖と蘇木の価格は値上げさせることにし、オランダ側はこれ以上の譲歩は期待出来ないと考え、この申し出を受け入れた。⁽⁵²⁾しかし商館長ファン・スフツレンは翌五一(宝暦元)年にも江戸において嘆願したようである。⁽⁵³⁾しかし効果は全くなく、むしろその年の来航船が到着した後に、それに対する日本側の反発が噴出した。

八月一六―一八日にかけてエルウオト・パスヘルト・スローテン号の三艘が相次いで長崎に入港した。そこで商館長ファン・スフツテレンは長崎奉行松浦河内守に対して貿易交渉の開始と病気の船員の上陸許可を願ったが拒否されただけでなく、松浦河内守はオランダ人との交

渉を一切拒否した。⁽⁵⁴⁾そのため二五日に、松浦河内守の代理として町年寄を始めとする長崎の代表者が出島を訪れた。その時ファン・スフツテレンは、代表者に銅輸出品の増額と輸入品価格の上昇、さらに日本と会社の貿易を規定する契約を作成することを申し出た。⁽⁵⁵⁾この申し出が松浦河内守に伝えられると、松浦河内守は非常に憤慨し、今年は銅の産出量も減少しているので銅を一一〇万斤渡せるかどうか分からないと答えており、それに加えて代表者も、輸入品の品質が低下しているので値下げすべきだとオランダ人に進言した。⁽⁵⁶⁾状況は極めて険悪になってきた。代表者はファン・スフツテレンから松浦河内守宛ての書状の受け渡しさえ拒絶したのである。このような状況下で、依然として船中の病人の上陸さえ許可されないまま九月を迎える。一旦通詞がオランダ人から松浦河内守への書状を翻訳することに同意するが、代表者は、その書状に銅輸出品の増加と輸入商品価格の上昇の嘆願は今回が最後であることを付け加えるように求めた。この条項の付加を巡って代表者とオランダ側との間に激しい喧嘩が生じた。⁽⁵⁷⁾そして代表者は、オランダ人が松浦河内守の屋敷へ行かなければならぬだろうと述べたことに対して、ファン・スフツテレンは、そこで松浦河内守

は我々を威嚇し、貿易改善の嘆願を二度としないように約束させようとするのだからと考へて、そうすれば、我々は實際貿易改善の嘆願の答えを松浦河内守自身から聞けるので、松浦河内守の屋敷へ行くことは構わないと開き直りとも、無分別とも思える受け答えをした。

こうしたファン・スフツテレンの不遜な態度に激怒した松浦河内守は、長崎奉行所の役人に出島を包囲させた。すなわち、九月三日には町からボンジョイもやって来て一日中出島を監視することになり、出島の警備人達は町へ戻るよう命じられた。そして大部分の通詞は入牢を命じられ、料理人や雜貨商や牛飼、さらに水運び人も出島へ入ることは許されなくなった。そのためオランダ人が必要なものは、彼らの奴隸を使って陸橋において揃えなければならなかった。⁽⁵⁸⁾ 後にはボンジョイ六〇人が夜中篝火を持って出島をパトロールした。この時オランダ人は食物や新鮮な水を得ることも困難であった。六日ボンジョイの数は三〇人に減ったが、以前状況は変わらない。⁽⁶⁰⁾ この出島封鎖状態が続く中、日本人の助言者が江戸での嘆願は二度としないが、例外的に長崎で貿易改善に関して嘆願してもよいという案を奉行へ告げたらどうかと提案してきたが、オランダ側は難色を示した。⁽⁶¹⁾

一四日にはオランダ人が銅輸出货量の増額や輸入品価格の値上げを要求しないように強い要請があった。これを確約しなければ次期商館長と来航船は、この日に、そして商館長は五日以内に出発するよう命じられた。⁽⁶²⁾ これに対してファン・スフツテレンは、長崎奉行への書状において、これまで数年来江戸においてなされた嘆願は、総督の命令によるもので、我々は総督の僕としてこの命令に従わなければならなかった。また、上記の長崎奉行の命令に対して、約束をすることは総督から許されていないため、まず松浦河内守から総督へ、その旨を伝えるように勧めた。⁽⁶³⁾

翌一五日出島の水門は開かれ、まるでオランダ船が発するような手順で全てが整え、進められた。そして改めて長崎の代表者はオランダ人に日本側の要求を受け入れるか打診してきた。そのためオランダ側は会議を開いた後、代表者に対して、すぐに出発できるように準備を完了し、いつでも要請があれば出発出来ることと告げた。これに対し代表者も驚き、それまでの横柄な態度を改め幾分か丁寧になり、松浦河内守に宥和するように努めると述べ、出島から出て行った。⁽⁶⁴⁾ そして一六日にオランダに対して松浦河内守の指示があった。すなわち、日蘭貿易は

一〇〇年以上続いているので今回も昨年と同じ条件で取り引きをすることが認められるというものであり、一応これにより日蘭交渉の決裂は避けられた。

この時の商館長ファン・スフツテレンは軽率な言動が多かつたと言われている。⁽⁶⁶⁾しかも相手は有能で厳格な勘定奉行兼職の長崎奉行松浦河内守であった。松浦河内守は僅か四百石の旗本から將軍吉宗に才能を見込まれて抜擢され勘定奉行にまで昇進した人物であり、厳格な人柄であった。松浦河内守は、貿易額半減令以来混乱状態にあり財政難に苦しんでいた長崎の再建を託されて四八(寛延三元)年に長崎奉行に着任し、中国船の貿易仕法や長崎会所の改革、長崎地下役人の人員削減・俸給の減額等次々と改革を実行していった。⁽⁶⁷⁾こうした長崎の改革者として登場した長崎奉行松浦河内守と、ファン・インホフの強硬策を背景とし、しかも慎重さに欠ける日本商館長ファン・スフツテレンとの対決は、さらに状況を緊迫させるに十分であったとも言えるが、いずれは今回のような事態が生じることは、それまでの貿易交渉の推移から予想され得ることもあった。

五、総督の書簡と貿易協定

オランダ東インド会社の改革者として登場したファン・インホフも五〇(寛延三)年に死亡し、次期総督にはヤコブ・モツセルが就任した。⁽⁶⁸⁾モツセルは、この五一(宝暦元)年の混乱を收拾すべく、將軍へ書簡を送ることにした。その内容は次の通りである。⁽⁶⁹⁾(カッコ内は筆者の補足)

世界に遍く知られている非常に名高い日本国の傑出した偉大なる皇帝へ

ジャカタラ国バタビアの町の大きな城に居住し、有力な議会と連合オランダ国王プリンス・ファン・オラニエの名により、アジアの多くの国や町を支配しているオランダ東インド総督ヤコブ・モツセルと東インド参事会は、偉大なる皇帝に崇高な神によって、この地上において望み得る多くの繁栄と幸福がもたらされることを望んでおります。そして偉大な皇帝が、その国において繁栄し、その国と国民を支配し、敵に対する恐怖や不安を排除されることも望んでおります。

また総督と東インド参事会は、毎年偉大なる陛下に拝謁の恩恵に浴している商館長達から、彼らがバタビアへ帰着するたびに偉大なる陛下の支配の公正であることを聞き及んでおります。そのため我々の正当な不満を皇帝の元に達するように、この書簡により謹んで、そして敬意を持つて偉大なる陛下にお伝えせざるを得なかつたのです。この不満とは、多年に亘り代々の長崎奉行により、作られた規定と年々もたらされる輸入商品価格の下落により、この高名な日本国における通商貿易が年とともにますます悪化して行くことについてです。これには、多大な圧迫と貿易においてあらゆる種類の妨害を伴い、(このような状態は) 誉れ高き大御所様の時代から多年に及び自由で何の規定もない取り引きを会社に認めるといふ將軍の通交証に全く反するものであります。しかし今日に至るまでの少なからぬ歲月この自由な取り引きを失わねばならず、(それは) オランダ東インド会社の損害となつております。そしてまた、長崎の町年寄達の望みのままに、我々の商品が評価され、値決めされたことについて、我々は長い間耐え、あらゆる忍耐と我慢により改善への望みをもって根気強く、誠実に莫大な不利益を辛抱してきたのです。

陛下もきつとお解りのように、陛下の国で望まれる、そしてそこで必要とされる商品は、オランダからだけでなく、オランダより遠隔の土地から持ち渡り、幾つもの海を越えて日本へもたらされるのです。それは決して多くの苦勞や費用なしで出来ることではありません。実際大きな危険や困難に巻き込まれること(船の難破)も少なくなく、その時は船や船員の損害も生じるわけです。

総督とオランダ東インド参事会は、これら全ての(オランダ人に対するひどい) 取り扱いが、我々がいつも最上の満足を与えるよう努めている陛下の認知のもとで起こつたことではないと理解しております。従つて以前長崎の町年寄達から出島商館員に対して出島から、そして日本から完全に撤退し、出て行くようにという命令が与えられましたが、これが偉大なる陛下の意向によりなされたものとは信じ難いことです。

しかし商館長は今年も同様の命令を受け取る恐れがあり、もし長崎の町年寄達により今後再び陛下に貿易改善や銅(輸出货量)の増額を請願することのないように商館長に対して要求があり、それがバタビア当局の(商館長に与えている) 命令に反する場合、総督と東インド参事会は、これらの長崎の町年寄達の全ての行為について出

島商館員(の置かれた状況)についてと同様に会社の貿易に關して陛下にお知らせしないわけにはいかないと判断しました。希望や思惑に反して、出島商館から望んだことではなく商館員がただ単に強制により(日本を)撤退し、完全に(通交が)断絶するようなことを陛下がオランダ東インド会社、並びに商館員になされるとは決して思われません。総督と東インド参事会は、今後發布される命令が商館員達が陛下に抱く良い印象と深い尊敬に答えるものであろうことは十分承知しております。

(陛下が)正義と公正なことはよく知られておりますので、あらゆる不満の根源を取り去り、オランダ東インド会社とその使用人が、以前多年に亘って享受した自由な取り引きを許される命令を偉大なる陛下により出されることを我々の使用人達は望んでおります。さらに総督と東インド参事会は、偉大なる陛下に次のことをお知らせしないわけにはいきません。すなわち、会社の使用人が先年に起こったことのために、今回はたくさんの高価な品物を満載した船は二艘以上は送らず、商館員に対しては、もし彼らが公正な条件で商売を出来ないのなら、その船は荷を降ろさず、全ての積荷とともに戻る命令をしております。なぜなら、現状では会社は(貿易を)維

持し難い状態にあるからです。

また総督と東インド参事会は商館長に、もし商館員が(日本から)退去する、そして商館を完全に閉鎖することを強要されたら、それに従うように指示してあります。その場合、これら全てについて偉大なる陛下はどのような命令を出されるのか、我々はバタビアにおいて辛抱強く待つでしょう。我々の希望に反してこのことが起こった場合は、陛下の命令を聞くために、翌年に一艘の船を派遣する予定でおります。

バタビア城にて

一七五二年六月一三日

ヤコブ・モッセル

以上である。この書状では貿易状況の悪化、そして日本への輸入商品の運搬経費が高いことや難破による損害、さらに長崎奉行や地下役人のオランダ人に対する態度が尊大であるなどが記されている。そして何よりも重要なことは、総督は今年も長崎で撤退命令を受けた場合、それに従うと断言している点である。

実際五一(宝暦元)年の日蘭間に起こった衝突がバタビアに伝わると、総督モッセルを中心とした東インド参

事会は、その対策に迫られた。最終的に五二(宝曆二)年四月二七日の会議により今後採るべき方針の大筋が決定した。その内容は、五月二六日付のモツセルと東インド参事会から商館長への書状に記されている。⁽⁷⁰⁾ それには商館長が、長崎や江戸でのかなりの贈物、商館維持費、駐在職員の人件費、船の装備費、航海のための雇い人への支払い、そのうえ船の遭難や航海中での船・商品の損傷などを日本人に対して訴え、貿易改善を求めよう命じている。しかしその際には、前年の長崎における騒乱が幾分、前商館長ファン・スフツレンの配慮に欠ける言動により生じたとの認識からか、日本人に対して極力礼儀正しく友好的に、決してひどい言葉で無礼をすることがないように警告している。そして日本側の強圧的に取り引きをさせようとするやり方には十分警戒し、満足の行かない条件での取り引きやひどい扱いには、断固として抵抗するように命じているが、その場合にも丁寧な言葉を使うように指示している。

バタビア総督府は、基本的に日本での取り引きの継続を望んでいたのであるが、こうした日本側の強硬策により、貿易を断絶し日本撤退を余儀無くされた場合の対処も指示している。すなわち、その場合来航した船は積荷

とともに、追放された商館員を乗せ、まずマラッカへ行き、そこで商館員達はバタビアへ一番早く出発する船で戻り、積載した商品については、マラッカでは主に端物商品の大部分を販売し、さらにスラットへ赴き、そこで砂糖や蘇木等を売却し、バタビアへ戻ってくるというものである。オランダ側は、前年の長崎での騒乱により、日本との国交断絶も十分あり得ると考えており、日本銅が手に入らないことを予想して、本国にスウェーデン銅を注文しており、実際現在の水準以下で日本貿易を維持する価値はないと判断していた。また長崎において、もし將軍へ長崎の実情を記した書状を提出すると主張すれば、長崎奉行は必ず態度を緩和させるとも考えていた。

このようにバタビア総督府自体、今後日蘭関係がどうのよう展開してゆくのか、継続か断絶か、はっきりした確信はなかった。それだけに、この年の交渉の結果は今後の両国に大きな影響を与えるものであるため、⁽⁷¹⁾ 以前日本商館長の経験があるファン・ホムットが任命され、この日本との重要な交渉にあたることとなった。ファン・ホムットは来日後、長崎において將軍への書状の内容を伝えており、そのうえで今回の貿易条件を提示した。

日本貿易にかかる膨大な経費と減少する利益に直面し、これ以上譲歩は出来ないオランダ側の一貫した態度と將軍への書状により、長崎では事の重大さに初めて気付き、真剣に日蘭交渉を見直すようになった。⁽⁷²⁾そして五二(宝曆二)年九月七日に長崎会所において日蘭間で貿易協定が締結されたのである。⁽⁷³⁾

正式に決定した貿易協定は二六項目からなり、商館長の業務場所の規定から織物の尺度の規定など様々な取り決めが含まれていたが、ここでは主要な二ヶ条について紹介する。⁽⁷⁴⁾

第二条 オランダ東インド会社に対して一一〇〇〇ピコ
ル(一一〇万斤)の棹銅を(一ピコルに付)一
二テール三マース五コンドリンで供給される。
そして輸入品は旧価格で取り引きされる。

第三条 オランダ東インド会社は、当地への贈物と残り
荷物五万テールを除いて二〇万テール以上の商
品を持ち渡してはならない。もし贈物以外に、
多量の商品が残っていた場合、その割合に比例
して輸入商品を減らすことになるだろう。従っ
て残り荷物と新たに持ち渡された荷物の合計は
二五万テールになるようにする。それに対して

一一〇〇〇ピコル(一一〇万斤)の棹銅と、小
判以外に、より必要とされるものを供給される
だろう。

以上である。残念ながら、この主要な条項は、従来の貿易取り引きを踏襲したにすぎない内容で、この貿易協定を本国重役会へ報告するほど目新しく、そしてオランダ側に有利なことは何もなかった。しかしそれまで日蘭貿易において正式に日蘭双方の話し合いによる取り決めがなされたことはなく、一方的に幕府から決定された命令を提示され、それに対してオランダ側は、常に受け身であった。従って、今回ここにオランダが参加して貿易協定が両国により作成・締結されたことは、日蘭貿易交渉において極めて意義のあることであった。そして日蘭間に貿易協定が締結されたことにより、長崎地下人達が、この年は必ずオランダ人は長崎を出て行く⁽⁷⁵⁾と確信していたほどの混迷を深めていた日蘭交渉も一応両国の友好が保たれることになった。

おわりに

『長崎実録大成』の「阿蘭陀船入津並雜事之部」を読むと、四〇年代の記事は、それまでの調子と随分異なる

ことに気付く。しかもそれは、四三(寛保三)年に始まる。この年、幕府による貿易額半減令発布とファン・インホフのオランダ東インド総督就任は、日蘭交渉に大きな波紋を投げかけたのである。

ファン・インホフは、日本貿易衰退の原因を見極め、オランダ側の努力により改善出来る点は極力改めたいので、幕府による貿易縮小令を断固として拒否するよう商館長に指示した。その方針を受け、先鋒となって活躍したのは、ファン・デル・ワイエンであった。彼は四三(寛保三)・四五(延享二)年というオランダ貿易が重大な危機に曝された時に商館長を務め、強硬に日本側に貿易額半減令撤回や貿易改善を求めて嘆願を繰り返したのである。そのうえ四五(延享二)年は将軍交代期にあたり、一貫して貿易縮小政策を進めてきた吉宗政権から家重政権への移行により幕閣が不安定な状態にあり、しかも元文年間より全国で行われていた鑄銭事業は、概ねこの年に終了したことはオランダ側に有利に働き、落ち込んでいた銅輸出货量も一〇〇万斤に回復する。そして四六(延享三)年には一一〇万斤が許された。この後オランダはさらに年間一二〇―一五〇万斤の銅輸出货量を求めて嘆願を繰り返すが、それに対し日本側も厳しく対処する

ようになり、四〇年代後半には日蘭双方の貿易条件を巡っての激しい駆け引きが続いたが、深刻な事態には至らなかった。しかし五一(宝暦元)年には出島が長崎奉行所役人に包囲され、オランダ人は長崎奉行から二度と貿易改善の嘆願をしないことを要求され、それを拒否するのであれば、出島を退去するように命じられ、両国の緊張は一気に高まった。

オランダ東インド総督モッセルは、この騒乱の報告を受け、これ以上譲歩する利点はないとして、日本貿易の継続を望みながらも、万一商館員に対して出島撤退命令が発布された場合の対処を日本商館長に詳細に指示した。そのうえで、オランダの窮状を訴え、しかも長崎でのオランダ人に対する扱いのひどさや、前年出島を退去するよう命令を受けたことなどを記した將軍宛の書状を日本へ送った。この書状は、結局將軍へ提出されなかったが、オランダに対して強圧的な態度であった長崎奉行の考えを変えさせるには十分であった。そして五二(宝暦二)・五三(宝暦三)年に日蘭間に初めて両国での話し合いによる貿易協定が締結されたのである。しかしこれにより日蘭の断絶は回避できたものの、オランダにとり有利となるものはなく、それまでの取り引き条件が維持

されるに留まった。

貿易額半減令以降の積極的なオランダの貿易改善へ向けての努力も、日蘭貿易を以前の繁栄に戻すことは出来ず、僅かに衰退への道を緩慢にさせ、現状を維持するのが限度であった。オランダの強硬な要求も、一応日蘭間の貿易協定の締結で終止符を打つことになる。それは、日本貿易を重視し積極的な改革を推し進めてきた総督ファン・インホフが五〇(寛延三)年に死亡し、しかも当時バタビア総督府は、四九(寛延二)年に勃発した第三次ジャワ継承戦争の收拾に追われていた。⁽⁷⁸⁾従ってバタビア総督府にとつて、現在維持している銅が獲得できれば、差し当たり日本貿易について問題はなく、それよりも差し迫って解決する必要のある事柄を優先させるようになり、五三(宝暦三)年以降オランダの貿易改善への意欲は急速に減退してゆく。

註

- (1) 'Het oordeel den Gouverneur Generaal G. W. Baron Van Imhoff over den handel met Japan, in 1744', *tijdschrift voor Nederlandsch Indië*, 1853, deel 1 p. 328. ファン・インホフは、その中で「古く鉄」とも名付けている。
(2) 拙稿「一七二〇—一七三〇年代における日蘭貿易の諸問

題」『東方学』八八輯 平成六年。

- (3) 『通航一覽』第四 国書刊行会 大正二年 三〇六頁、
『長崎実録大成』長崎文献社昭和四八年 一二二頁。
(4) 『長崎実録大成』一二二—一四頁。
(5) 『長崎実録大成』一二五頁。
(6) Dagregister van de factorij te Deshima 4 Feb. 1743, ARA. Het archief van de Nederlandse factorij in Japan 1609-1860 No. 153. (以下 Archief Japan と略す。)
(7) J. L. Blussé (ed.), *The Deshima Dagregisters their original tables of contents, 1740-1760*, vol. 7, (Leiden, 1993) p. 41, ff. 32-33.
(8) 『外国商法沿革志』(中)『増補長崎略史』下巻)長崎市役所 昭和元年 四五八頁。
(9) Blussé (ed.), *op. cit.*, p. 17, f. 192., p. 35, f. 158, J. F. Kuiper, *Japan en de buitennwereld in de 18e Eeuw*, (The Hague, 1921), p. 126.
(10) *Ibid.*, p. 36, f. 163.
(11) *Ibid.*, p. 55, ff. 163-64
(12) Kuiper, *op. cit.*, pp. 126, 129.
(13) ファン・デル・ワイエンは、一四三九年に副商館長として来日し、四〇—四一・四二—四三・四四—四五年に日本商館長を務めた後、四八年には東インド準参事に就任し、五二年には正式な参事となり、六一年死亡するまで在任した。[W. Wijnendts van Resandt, *De Gezaghebbers der Oost-Indische Compagnie op Hare Buiem-Comptoirren in Azië*, (Amsterdam, 1944) p. 164.] ファン・デル・フ

イェンホフ、五六年には日本貿易に関する報告書を作成しつゝあり (Copie beschrijving van de V. O. C. handel in Japan door de Raad van Indie, Jacob van der Waaijen, 1756. ARA. V. O. C. 4876.) 後ジメイランが『日欧貿易概史』(G. F. Meijlan, *Geschiedkundig Overzicht van den Handel der Europezen op Japan*, Verhandelingen van het Koninklijk Bataviaasch Genootschap van Kunsten en Wetenschappen 14, 1833) を記した際、特に一七四〇年代以降については頻繁にこの報告書から引用している。

- (14) Blussé (ed.), *op. cit.*, pp. 41-42, ff. 31-32.
- (15) Blussé (ed.), *op. cit.*, p. 60, f. 214.
- (16) 拙稿「近世銅貿易の数量的考察」『中央大学大学院研究年報』文学研究科編 一五号 昭和六一年 一〇七頁。
- (17) N. J. Krom, *Gouverneur Generaal Gustaaf Willem van Imhoff*, (Amsterdam 1941), p. 99, M. A. van Rhede van der Kloot, *Gouverneurs-Generaal en Commissarissen-Generaal van Nederlandsch-Indie 1610-1888*, (The Hague, 1891), pp. 94-95. ファン・イェンホフはすでに四二年一〇月二七日に本国を出発し、途中希望峰に三ヶ月滞在し、バタビアに四三年五月二八日に到着した。
- (18) 'Consideratiën over den tegenwoordigen staat van de Nederlandsche Oost Indische Maatschappij met relatie voornamentlijk tot haar Bestier, Handel, Scheepvaart en Huijshoudinge in Indien, vervat in eenige Poincten, meer dan andere van opmerkinge ter aantoninge van het

日蘭貿易の危機

- algemene verval harer zaken, en op wat wijze men deselve veelligt soude kunnen redresseeren', *Bijdragen tot de Taal-, Land-, en Volkenkunde van Nederlandsch-Indie*, vol. 66 (The Hague, 1912), pp. 441-615.
- (19) 'Het oordeel...' p. 331.
 - (20) *Ibid.*, pp. 332-333.
 - (21) 拙稿「一七二〇—三〇年代における日蘭貿易の諸問題」『東方学』第八八輯 平成六年 一一九頁。
 - (22) Meijlan, *op. cit.*, p. 166.
 - (23) たとえば、日本銅のインドにおける販売利益を、日本商館の利益として計上したり、銅の架空の値上げをして、輸入品の低価格を補填していたようである。(Kuijper, *op. cit.*, p. 134) 実際表二を参照すると、一七五〇年から「収益額に記入分」の項に、凡そ一三万グルデン程の多額の数字が記帳されるようになる。この年から商館商簿の仕訳帳では、銅価格が一ピコルに付一ニテール三マース五コンドリンから一八テールに値上げされたが(拙稿「近世銅貿易の数量的考察」一〇七頁)、この年に銅価格の値上げはなかった。(「長崎実記年代録」では銅取引額は、四九年も五〇年も同額の六九七貫二五〇目であり、また五二年の貿易協定においても銅価格は、旧価格のままである。)従ってオランダ側が帳簿上架空の銅の値上げを行い、その差額が「収益額に記入分」に記帳されたことは事実と考えてよいであろう。また五〇年から「損失分に記入分」の額も多額になっている。これも今後検討を要する。

- (24) 'Het Oordeel...', P. 335.
- (25) *Ibid.*, p. 336.
- (26) J. A. van der Chijs (ed.), *Nederlandsch-Indisch Plakaatboek 1602-1811*, 17 vols. (The Hague, 1885-1900), vol. 5, p. 149.
- (27) 'Het oordeel...', p. 338.
- (28) *Ibid.*, p. 337.
- (29) Kuiper, *op. cit.*, p. 129, 'Het oordeel...', pp. 339-340.
- (30) 一、九月又々以漢文被仰渡、其趣来子年ヨリ半減商売ノ儀、若不勝手ニ存セバ、在留ノ阿蘭陀人不殘連シ帰出島ヲ引払ヘシ。惣シテ近年諸事不慎ニテ、就中成年甲必丹ヤアコップ・ハン・デル・ウアイ我俣ヲ働クニ付、日本渡海停止被仰付。仍テ八ヶ条之漢文赫業刺兒ニ可令承知旨、箱ニ入上封印ニテ、九月廿八日甲必丹乗船ノ刻船場にて相渡サル。(『長崎実録大成』二二五頁。)
- (31) Copie Beschrijving van de V. O. C. handel in Japan door de Raad van Indië, Jacob van der Waaijen, 1756, ARA. V. O. C. No. 4876. ongev. vol.
- (32) Blussé (ed.), *op. cit.*, p. 85, ff. 203-205.
- (33) *Ibid.*, p. 105, f. 216.
- (34) *Ibid.*, p. 107, ff. 233-234.
- (35) 註(31)と同。
- (36) Blussé (ed.), *op. cit.*, p. 107, ff. 300, 304, 308.
- (37) 「長崎外交紀略」(『増補長崎略史』下巻) 一一七頁。
- (38) Blussé (ed.), *op. cit.*, p. 140, f. 24.
- (39) *Ibid.*, p. 141, f. 35.
- (40) 『長崎実録大成』二二六頁。
- (41) Blussé (ed.), *op. cit.*, p. 147, f. 75.
- (42) *Ibid.*, p. 148, ff. 80, 82.
- (43) 註(40)と同。
- (44) 小葉田淳『日本の貨幣』至文堂 昭和四一年 二一八頁。
- (45) Blussé (ed.), *op. cit.*, p. 93, f. 6, 註(31)を参照。
- (46) Minuten van uitgaande brieven aan de Gouverneur van Nagasaki, ten dele met opgeplakt Compagnieszegel, 1734-1771. Nr. 4 (10 Augustus 1744), ARA. Archief Japan No. 625. この書状において商館長は、長崎奉行に對してこの年オランダ二艘が来航した後、今回は三艘来航出来なかつたが、来年は三艘来航が可能である旨を長崎奉行へ述べていることから、長崎奉行は、これ以前にオランダに對して三艘来航を認めていたか、或いは要請しつゝたことが推測できる。
- (47) 註(31)と同。
- (48) Blussé (ed.), *op. cit.*, p. 185, f. 117.
- (49) *Ibid.*, p. 186, ff. 120-121.
- (50) *Ibid.*, p. 187, f. 128.
- (51) Brief van de G. G. aan de Gouverneur van Nagasaki, in het Nederlands in Chinese karakters, 1750 juni 19. ARA. Archief Japan No. 638.
- (52) Blussé (ed.), *op. cit.*, p. 187, ff. 129-130.
- (53) Kuiper, *op. cit.*, p. 134.
- (54) Blussé (ed.), *op. cit.*, p. 204, f. 105.

- (55) *Ibid.*, p. 204, f. 106.
- (56) *Ibid.*, p. 204, ff. 107-108.
- (57) *Ibid.*, p. 205, ff. 112-113.
- (58) *Ibid.*, p. 205, ff. 113-114.
- (59) *Ibid.*, p. 205, ff. 116-117.
- (60) *Ibid.*, p. 206, f. 118.
- (61) *Ibid.*, p. 206, ff. 122-123.
- (62) *Ibid.*, p. 206, ff. 124-125.
- (63) Minuten van uitgaande brieven aan de Gouverneur van Nagasaki, ten dele met opgeplakt Compagnieszegel, 1734-1771. Nr. 8 (14 September 1751), ARA. Archief Japan No. 625.
- (64) Blussé (ed.), *op. cit.*, p. 207, ff. 127-132.
- (65) *Ibid.*, p. 27, f. 133.
- (66) Kuiper, *op. cit.*, p. 134.
- (67) 拙稿「寛延・宝暦期の長崎貿易改革」『日本歴史』平成四年 第五三二号、「一八世紀中期長崎と勘定所」『中央史学』平成五年 第一六号。
- (68) van Rhede van der Kloot, *op. cit.*, p. 98.
- (69) Brief van de G. G. aan de Shogun, in het Nederlands en in Chinese karakters, met opgeplakt Compagnieszegel, 1752, juni 13. ARA. Archief Japan No. 639.
- (70) Ingekomen brieven van Gouverneurs-Generaal en Raden, 1654-1807. ARA. Archief Japan No. 373.
- (71) Wijnaendts van Resandt, *op. cit.*, p. 166.
- (72) Blussé (ed.), *op. cit.*, pp. 235-236, ff. 190-201, Kuip-

er, *op. cit.*, p. 135. 註(31)を参照。

- (73) Blussé (ed.), *op. cit.*, p. 237, f. 202.
- (74) F. W. stapel (ed.), *Corpus Diplomaticum Neerlandico-Indicum*—Verzameling van politieke contracten en verdragen door de Nederlanders in het oosten gesloten, van privilegiebrieven aan hen verleend. enz. —, vol. 5 (The Hague, 1938), pp. 583-589.
- (75) Blussé (ed.), *op. cit.*, p. 237, f. 203.
- (76) *Ibid.*, p. 247, f. 25.
- (77) Stapel (ed.), *op. cit.*, vol. 6 (The Hague, 1955), pp. 8-9.
- (78) Kuiper, *op. cit.*, pp. 132-133, 永積昭『オランダ東イン会社』近藤出版社昭和四六年 一八二—一八五頁。

[付記]

論文作成にあたり、永積洋子城西大学教授にご助言を賜りました。末筆ながら感謝申し上げます。

なお本研究は、平成五年度野村学芸財団、並びに平成六年度村田学術振興財団の助成金による研究成果の一部である。